

議案第39号

白岡市教育支援センター条例の一部を改正する条例

白岡市教育支援センター条例（令和4年白岡市条例第3号）の一部を次のように改める。

第1条中「白岡1172番地」を「篠津502番地3」に改める。

第2条中「自立及び学校生活への復帰」を「社会的自立」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第1条の改正規定は、令和4年8月29日から施行する。

令和4年6月2日提出

白岡市長 藤井 栄一郎

提 案 理 由

白岡市教育支援センターの移転に伴い同センターの設置位置を改めるため、また同センターにおける不登校児童生徒への支援に関して、児童生徒個々の状況に応じた効果的な教育支援の充実を図るため、本条例改正の必要を認め、この案を提出するものである。